

資料1

「22年漁期TAC（漁獲可能量）設定に関する意見交換会」の開催について

20年10月

1 趣旨

我が国における水産資源管理については、漁業許可や漁法制限等の管理方策に加え、平成9年より、主要魚種についてTAC（漁獲可能量）制度を実施しているところである。毎年の漁獲可能量の設定にあたっては、パブリックコメントを行うとともに、水産政策審議会の意見を聴いて決定しており、その資料等は公開しているところであるが、TAC制度等の検討に係る有識者懇談会における議論を踏まえ※、事前に、漁業者、加工流通業者などの自由参加の下、公開で議論を行う。

2 開催方法

(1) 開催時期
水政審（資源管理分科会）へのTAC案諮問の時期等を勘案しつつ、これに先だって開催する。

(2) 開催場所

東京（又はその他適当な地域）

(3) 内容

対象魚種の資源動向、ABC（生物学的許容漁獲量）を踏まえた次漁期のTAC数量の考え方等について、意見交換を行う。

※「TAC制度の課題と改善方向（中間とりまとめ）」（TAC制度等の検討に係る有識者懇談会（平成20年9月公表））抜粋

II. 2. (1) イ
「ABCについては資源管理の目標や期間の設定によりその値が異なることから、各設定条件に応じた複数の管理シナリオによるABCを算定し、中期的な管理目標を踏まえたTAC設定の検討のため提示すること。」

II. 2. (2)

「TACの設定に際しては、漁業の経営事情を勘案しつつ、ABCを可能な限り超えることのないようにするとともに、関係漁業者等の理解と納得が得られるよう透明性の高い形で議論を行う必要がある。具体的にはTACの設定段階において、漁業者、加工流通業者などの関係者の参加の下、公開で議論を行うこと。」